

讀史餘論

新井君美著

五六



讀史餘論卷五

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

○上古征伐自天子出事

神武日向より起り、多岐、筑紫の國、伐平布、安藝の國、  
 小渡り、吉備乃國を経て、遂に大倭國を討平布。  
 前傍の山を開き、檀原宮うねいを建て、帝位小即臨ひ、  
 此のたよ業成まりて、帝九世、たよりを五百六十九  
 年、不とは、金革事聞え、次上世、民淳小く、俗  
 厚く、皇化の被ふ所、たの川、うらおきやう也、  
 故ふそ有へき、但し世遠く人亡ひて、史策乃載

るごころはたのほらら開漏ありあむを知らず

第十世崇神の十年九月大彦命北陸武渟川東海別吉備津彦西道丹波道主波等に命じて四方の國國小

はらふ。是後世將軍の始也と申す歟。志う此とそ其

代に將軍るといぬ名號有らばあらは。日本書

記小なるはまゝ一所を後代史作らば一時潤飾の

詞と見えなき。崇神の時今の文字我國小いまた

なといふ事此比をや、皇化に順ぬその有るは

小し。此年武植安彦とりふもの叛さまひらせ

て帝京を襲んとせしを彦國葦及五十狹芥彦命

小命して討平ら終し事を侍り。ありて一免敷

此後百六十七年一して。第十二代景行十二年筑

紫熊襲叛て帝を討らる。此を征し。八年伐

歴てつひ小平事終ふ。此熊襲叛。廿七年小熊

襲又叛。さうら。日本武尊をして征せら終し。小

やうして討平ら勢終ひ。其後四十年夏東夷をむ

く事あり。さうら。又尊をして征伐討し免敷

し。是をやらうてをいらさぬ。東夷叛。始敷

其後八十餘年一して熊襲又叛く。熊襲二つひ叛

也。第十四代仲哀。二年小。皇后と共にみ所ら

言多食言

卷五

一

征一終ふ。八年伐經て代伐をろし、事九年小  
 阿る。一一年に二月筑紫乃行宮崩し終ふ。神功  
 皇后吉備臣の祖鴨別をして字たし、免ら終ふ  
 く。熊襲をつひ小滅ぬ。うたうすく皇后をた  
 らら新羅伐討多し。小。古きそやうて従ひ戸以  
 らを。うくて皇后御軍を還させ、筑紫不至り終ひ  
 てそ。應神ハ生れ多し。此と一十月生れ多し。一  
 と。皇后の御禱多し。十二月筑紫仲哀終崩し多し  
 の伊親乃郡ふく生れ多し。ふと云。仲哀終崩し多し  
 一やうそはたらるら。應神の生れ終ひし事そ。  
 うのうむ。月小たうた。世終ひし事。疑ハ一  
 く思名も者ふ。や。長子よてた。そ。一。麿坂。

部一作倍  
 日本紀作  
 陪

忍熊二人乃王子軍起して、姉をさし戦ひ多し。小。  
 王子能軍利、水色して二人な。うら失ハ多し。ひぬ  
 こ終り。後、三韓をむきて。多きを討し。めら終し  
 事とも、代々小あり。し。是も。多し。海外の事  
 小あり。多し。  
 其後天子世三代。年を四百五十三。年伐。應たて、  
 三十八代。齊明乃御時蝦夷。多し。叛し。阿部臣  
 阿部引田臣比羅夫。多し。して討し。免ら終し。に。蝦  
 夷。ひ。小。順ひ。肅慎。とり。ふ。國。多し。討。多し。た。ふ。此  
 御代小百濟。大。唐の。を。老。た。か。る。ほ。さ。ふ。と。さ。し。え  
 て。い。ま。を。救。終。は。ら。ん。よ。て。帝。み。つ。ら。土。佐。國。朝  
 倉。新。宮。小。幸。多し。り。て。軍の。事。伐。謀。り。多し。し。に。つ

悉不行宮して崩す。初神武東征して、  
 一、此うた。代ハ世ハ代。年々千二百廿五年の  
 程ハ國中に皇化に随ひまゝ。うせぬ。そのあふ時  
 は。天子みり。うらこ。此成証し。或ハ皇子して是成  
 討し。めら。う。此中神功齊明のとき。女主人  
 れ。一ませ。いと。皆親らこ。此成証せ。後世。但  
 三韓。蝦夷。肅慎等のとき。海外の事。ふあり。し。ハ  
 多く。將軍して討ま。也。神功齊明の御時の事  
 一、海外の事。ふあり。し。と。此ハ親証。戎旅  
 一、まひ。し。所なきは。こ。小申し。侍るなり。  
 ハ國ハ大事を。古。小。是成重く。慎。多。ひ  
 一、御事と見え。後代乃。ふ。く。小坐を。ら。將帥  
 小命して。あ。成討し。めら。此。事の。と。く。小。は。あ

ら。又

第四十代天武天皇。御兄天智。御弟大友。天  
 皇。小。む。さ。終ひて。戦ハ。勢。終ひ。し。事を。よ。此。時。の  
 征討。乃。例。ふ。も。同。し。う。か。へ。う。ら。大友の御軍利  
 なく。して。天武。世。を。う。そ。ひ。え。さ。せ。終ひ。し。は。世  
 小。大友。其君に。叛。の。せ。終ひ。し。と。多。に。申。傳。ふ  
 る。歟。ま。は。し。く。大友。を。天智。乃。御。世。嗣。成。う。多。は。ら  
 七。終ひて。帝位。小。ま。し。傳。を。し。御。事。也。う。此。天智  
 終崩。し。ま。ひ。し。を。怪。し。き。傳。へ。し。侍。此。を。世。終  
 申。傳。ふ。所。信。し。た。く。や。侍。ら。む。さ。禮。を。天武  
 ハ。一旦。御軍。に。う。ち。う。つ。勢。多。ひて。世。成。ま。る。し。め

其後を以て七代百餘年の程まで。  
 其玄孫稱徳の女主として小絶うせ給ひ天智  
 の御後を御孫光仁の世を忘るを給ひしより。今  
 小絶えさせ給ひねる。天智有道ふとみしふ所  
 明らぬと申す。後代ふたふて両主御  
 位をあらそひし事乃ちの事。王徳稍  
 衰て風俗既小澆しと申す。其後  
 其後八十年を経て。四十五代聖武天平十二年。太  
 宰少貳藤廣嗣及くむ。武埴安彦の叛。後  
 帝王三十四代。星霜九百廿七年を経て。人臣叛  
 三百以らせ。干戈を邦内小動。此の事の始を

此小は守屋連のみを叛臣と相争ひし  
 軍を比量し。たや侍らむ。此時大野東人を大  
 將とし。紀飯磨を副將となして討平らゆ。此勲功  
 小多して。二階を越て。後三位茂東人小授らる。  
 是將帥を命をら給。又功  
 茂賞を授けし事の始なり。
 
  
 此後三十六年を経て。三十九代光仁。寶龜六年。陸  
 奥乃夷叛る。鎮守府將軍大伴駿河磨して討る。其  
 功茂賞して勲三等を授らる。十年小又叛る。時  
 參議藤原小黒磨是茂討平らる。正三位を授ら  
 ぬ。

此後九年を経て。桓武延暦七年。陸奥夷叛る。參議

續史餘論

卷五

四

尤諸本作是今改之

紀古佐美を征東大將軍とてうたれし終小  
 利なくして召還さゆ九年大伴弟磨<sup>まろ</sup>征東大使  
 となき此坂上田村丸等伐副とて討れし田  
 村丸此功尤多うりしは十六年に征夷大將軍  
 ふるなき此<sup>は</sup>二十二年ふまた陸奥夷高丸とい  
 ひし駿河國清見關まで攻上りし田村丸こ  
 此伐うち敗り北をを追て陸奥神樂岡といぬ所  
 に至て斬りておれし陸奥こらく小平と東夷皇  
 化小順さるし事を古くを聞えしと此比のこ  
 と類小叛を亂れし事ハいまたあらぬ皇化既小  
 遠小及と休るをるしとやりふ<sup>日本武尊東</sup>証の後六百

六十餘年より東夷叛るこ  
小いたりて五のいりおと

其後八年をへたて五十二代嵯峨弘仁元年九  
 月帝の御兄平城太上天皇寵姫藥子そ此の兄藤原  
 仲成等の勸申せしふりて御位を復し<sup>ふ</sup>  
 御心たを<sup>し</sup>近國此兵伐免され東國乃方小  
 御幸あま<sup>し</sup>と聞えおき<sup>る</sup>帝大納言大將坂上  
 田村丸小勅<sup>し</sup>ふをき<sup>き</sup>免ま<sup>ら</sup>ら<sup>し</sup>と  
 あま<sup>し</sup>田村丸の請より<sup>り</sup>参議文屋綿磨<sup>わた</sup>を  
 副將軍となさるやうて<sup>し</sup>この道伐塞<sup>せき</sup>  
 て仲成を生と<sup>り</sup>流刑小處せらる<sup>し</sup>と聞え  
 ら斬ら<sup>し</sup>て<sup>り</sup>藥子そ<sup>は</sup>ら藥を飲て<sup>し</sup>

ハ事平さぬ。天武のち西帝世を争ひ五年  
 乃夏文屋綿曆を征夷將軍小治ふふ其冬陸奥  
 夷叛さしをやうて討平く其後綿曆從三位中納  
 言乃大将より終るる其比より世に亂  
 あまし小臨むくその任ふあし終るる人人  
 出でて將帥乃任ふ所を亂平き功成ぬまは  
 又入て卿相の位より終るる終り。古佐美大納言正  
 言大将正三位綿曆從三位後世の末とく文武其  
 中納言に至りし類なき職を異小せら終るる如くはあらは是より後  
 王綱紐をとり柄臣權を專らせら終るる將帥  
 乃任殊り輕く卿相乃官に至る人なくは

文武の職世官世族となりしを朝廷乃威日日  
 小哀へ功臣遂小兵馬終權を掌り天下の大勢一  
 たい變して古よりふ事成得るらはる代小  
 はちなり也。

○中世以来將帥の任世官世族となりし  
 事

六十二代朱雀天慶二年十一月平將門藤純友ら  
 亂出来し。嵯峨弘仁五年より帝王を九將門を  
 陸奥鎮守府將軍從五位下平良將終嫡子也。桓武  
 葛原其子高見王その子高望伊豫掾藤原純友ら  
 王始賜平姓良將ハ其二男也  
 太宰少貳良範の子なり。長良の子左大辨  
 速經其子良範也二人ハ



一、免洛ふありし時、叡山ふ上りて、相約し、兵を起  
 せしといふ。古事談、小將門謁、仁和寺、式部卿宮守  
 之御子敦實親王也。郎等五六人、戕其し、平貞盛を参り  
 て、將門の門を出る、不行逢ふ。貞盛を將貞盛申す  
 今日郎従を具せ、事尤口惜き事也。此將門ハ  
 天下ふ大事、伐引出る、辱きその也といふ。云々。  
 正統記を見る、小將門久しと執政平乃家仕り、  
 使の宣旨、戕望し、小不許なるの故、小東國ふ下  
 野、及せしといふ。按する、小將門忠平の將門誅  
 害日記、小天慶二年十一月廿一日、常陸大掾國香  
 を殺し、伯父なり即貞盛父國中伐やうて、廿九日、豊田郡鎌

輪宿、遷り、長官詔使を幽し、武蔵守興世王の議  
 小よらして、諸國伐併とんとし、十二月十一日、入、下  
 野、國守以下降、十五日、入、上野、國司伐追却して、此  
 日、除目を行ふ、うて、武蔵相摸國を巡る、是より  
 さき、建都、於下總、國猿嶋郡石井、郷置、文武百官、三  
 年正月十一日、詔、東海、東山、討、將門、二月八日、參議  
 修理大夫兼右衛門督藤忠文を征夷大將軍と  
 此人、近衛將たり、時、直夜に寮の御馬を引よ  
 せて枕、し、以、葛を喰ふ音をうて、召ふら、此  
 也、の、刑部太輔忠舒、弟、右京亮藤國幹、大監物  
 平清基、散位就國源經基、為、副將軍、經基ハ武蔵  
 及、状を告ら、此、此人、右大臣源能有、の、下總權  
 む、こ、う、て、弓馬、此、藝を傳えら、ま、し、といふ

此今註疑  
當在下甲  
斐守源賴  
信小下

少掾平公連、藤遠方等をして討將門江談小。此時朝議欲以藤元方為大將軍，元方聞之曰：「大將軍所言一事以上，國家莫不致用。若拜大將軍者，必請貞信公息一人為副。」因是議止。按源賴信者大孫，是月一日下野，押領使藤秀鄉常陸掾平貞盛等四千餘兵，一云一萬，戰於下野，國敗之。十三日襲將門營，將門逃嶋廣山，焚其營。十四日大戰于辛嶋，將門中貞盛、箭秀鄉獲首斬百九十七級。將門八十三日正統三年二月，將門起兵。天慶三年二月，滅歷四個月。於是征東，諸將自中路歸。此時於清見關，軍監清原滋藤誦、杜荀鶴、句。三月九日，秀鄉從四位下位。功田永傳子孫，追兼任下野武藏兩國守貞。

盛從五位下右馬助，經基從五位下兼太宰少貳。此時小野宮左大臣實賴曰：「疑勿質九條右大臣師輔曰：刑疑勿質，賞疑許之。」左府の議小，して忠文は賞た。忠文東征の月六十三歳。村上、天曆元年六月七十五歳。贈中納言。純友追討記：純友為海賊魁首，南海、山陽之間望風而降。聞將門反而擬上道，東西二京連夜放火。十二月下旬，天慶二年備前守子高奔于京。純友使文元追之。廿六日及攝州免原郡相戰，獲子高，斷耳鼻，奪其妻子而去。下固關使於諸國，諭純友叙從五位下。純友寇讚州，介藤國風兵敗奔淡路。經二月募兵還府。左少將小野好古為長官，源經基為次官，右衛門尉

藤慶幸為判官右衛門志大藏春實為主典征之到播讚等國造二百艦入賊地先是賊次將藤恒利降于國風國風以恒利為鄉導擊賊敗之賊入太宰府府兵大敗虜掠殆盡好古自陸路慶幸春實自海路五月與賊合博多津春實袒身亂髮陷陣恒利遠方乘之賊軍亂欲乘船而戰官兵焚賊船賊敗死者數百人溺死不知計純友乘輕舸奔豫州警固使橘遠保虜之純友死於獄中按守將軍小任也其後四十一年一一條長徳元年下野守平維衡平致頼と東國小て戰ふ議其罪致頼伐流隱岐維衡ハ貞盛の四男致頼と再從兄弟

合下當有戰字

其後廿八年一一條長元元年平忠常叛く忠常ハ葛原の孫高望王の五男村岡五郎良文の子千葉の祖是年一肥後守高階成章藤原時遠平為行等合戦セむとす其罪を定めらる其四月前上總介平忠常下總の國一て叛く檢非違使平直方義家外祖時政の四代の祖中原成道を一て東海東山兵を發一て三月二年十二月成道無功徵還三年三月安房守藤光業奔國而還是忠常伐恐於て也九月忠常兵威熾一て直方亦無功徵還甲斐守源頼信小坂東の兵伐多て征一て四年四月忠常降一扶桑略記前追討使平直方不遂其功空以歸

洛源頼信下向任所之日可討忠常之由有勅按系圖直  
 方為上 宇治拾遺小河内守頼信上野守ふてあり  
 總介 一時平忠恒をうけ海に淺所成知て渡ゆ四五騎  
 ころり先陣しとさる五百騎はころり馬の太腹に  
 たちて渡る此渡をは只三人走りたり海を渡す事藤戸成  
 始とさる 忠恒周章して名簿をうてて文挿ふと  
 八非歟 小船小郎等一人のせりて迎降と云く扶桑略  
 記小頼信隨身參上候處於美濃國山縣郡忠常病  
 死即斬其首獻于京師六月十六日入洛已降之間  
 其首還賜從類  
 その後七年ころり山徒の亂あり後朱雀長曆三年

山徒頼通小奉状して明尊ハ智證の門流也去年冬明  
 尊を天台慈覺の派小あらむ座主小任すころり  
 座主と云く慈覺の派小あらむ座主小任すころり  
 すといふ以て是の門流ならむよき其人にらる  
 屬しといふはこれころりハ山徒怒りて大勢頼通の館  
 小来り嗷訴して其門柱をさる頼通怒りて平直  
 方して禦りしむ山徒と相戦ひ死傷のもの多し  
 此山徒嗷訴  
 のころりハ歟  
 その後十年ころり安倍頼時之事起る關白頼通宇  
 治平等院を建る此年後冷泉永承五年頼時叛る  
 ころり六郡の司始の名も頼 陸奥守藤原登任に社  
 良忠頼り孫忠良り子陸奥守藤原登任に社  
 をうててやふらる頼義ハ長元の間父頼信小隨

ひて平忠常をうらて功あり。小一條院の判官代  
 とをせり。院に御狩ふをたらし。弱弓をそて猛獸  
 をきふに。上野守平直方其將器なるをたし。堀東の  
 とす。判官代に勞ふるをて相摸守となり。坂東の  
 士大半為門客。上洛數年の後此撰小當たり。東國  
 屬源氏者服賴信賴義父子也賴義到任俄有赦令。賴時降。賴義任  
 終之日賴時亦叛賴時の子貞任罪ありて也今年新  
 司聽國亂而辭。更重任賴義。遂征伐之事。而國用飢  
 饉糧食不給。大兵散而不集。官軍不利。天喜五年九  
 月。賴時中流矢死。康平五年春。賴義任終。拜高階經  
 重為國守。揚鞭而來。無幾歸洛。是以國內隨前司指

揮也。朝議紛紜之間。賴義屢求兵於武則。秋七月。武  
 則率子弟萬餘人而來。八月十七日。陷小松柵。九月  
 五日。與貞任戰于磐井郡。大敗之。七日。破衣河關。拔  
 大麻生野瀬原。二柵。十一日。陷鳥海柵。又拔鶴脛。比  
 與鳥二柵。十五日。圍厨川。姫戸。二柵。十七日。賴義焚  
 柵。貞任出戰。見虜而死。故を蒙る貞任の弟重任と  
 子千世童子を斬る。十二年。平賴義六十八歳。永保二年十  
 一月三日。平。十六年二月十六日。獻貞任。經清重任  
 首三級於京師。廿五日。賴義正四位。下伊豫守。義家  
 從四位。下出羽守。義綱。右衛門尉。清原。武則。從五位  
 下。鎮守府將軍。獻首。使者藤季俊。右馬。允。物部。長賴

陸奥大目

其後廿年ふて後三年此事起る。是よりさき白河院永保元年三月興福寺の僧多武峰の奴といさうひて僧うと社いとも衆徒峰伐やまをふた。六月三井寺山と不和うして合戦し寺悉くやう家。明る二年より奥の事起る。奥六郡不清原真衡といふものあり故鎮守府將軍武則の孫より荒川太郎武貞の子也。真衡富有の奢過分執行迹して一族たうら郎従となし出羽國の住人吉彦秀武恨る事ありて軍起ふ地火燼の事起いて同三年源義家陸奥守となさ社俄不下向す。是は清衡

山下或有門宇

家衡兄弟秀武ふとみしてある。其後武衡の家衡ふくをして義家ふとむ。清衡秀武を義家ふ属して有利

按より小後三年の記小清衡ハ巨理權大夫經清の子也。經清誅せられ社一後其妻武貞ふとみて家衡を生じ。されも清衡と家衡とハ異父同母兄弟也と云々。然らハ真衡家衡とハ同父兄弟より二人と云々。小清衡とハ異父兄弟なる歟。武衡の事ハ社記小をえん。たもふにこれ武則武貞の子弟を承へし。王代一覽ハ武衡ハ家衡兄弟より見ゆ。いなる據小や覺東なり。彼

記は、永保三年此事を記して中間七年  
 乃事脱して、寛治五年より事を記して、  
 て此軍のたとふたうならさ依與大系圖清衡  
 下に、後三年合戦濫觴此仁也、異父同母乃弟清  
 原家衡爭論此事也と云々、さらば永保三年の  
 後真衡うせて、う此跡を清衡家衡又相争ひ家  
 衡國宣小隨ハさ里一々軍起り一ハ也。

うくて寛治五年九月、義家數萬騎をひききて金  
 澤新柵をき免、十一月十四日の夜城陥て、武衡家  
 衡茂生捕て頸をとり、國解を奉て武衡家衡の謀  
 反已小貞任宗任に過を利、私のかを以てたあ

討平ふ事を得たり、とやく追討の官符茂給はり  
 て首茂京へ獻せむと申勢と云、私乃敵をふり  
 ここゆ、官符茂給らるる勸賞行ハふ一、仍て官  
 符なるをらうさふより、宣り首を道小すく、空  
 と京小のほる、按する小、永保二年より寛治五年  
 十三歳、義光ハ、小至て十年よれよぶ、時小義家五  
 十三歳也

其後十六年より源義親此事あり、義親ハ義家  
 嫡子系圖小康和二年、匡房卿訴よりきて流罪、按  
 る小、匡房ハ堀河の承德二年九月太宰権帥、康和  
 四年六月任終りて歸京、さらハ義親流罪のころ  
 任ハ匡房古事談小前對馬守義親康和五年十  
 二月廿八日、依宮崎宮訴配流隱岐國、然而不赴配

所經廻出雲國殺害當國目代家保依此事被下追討之宣旨嘉承三年即天仁元年正月六日被誅同廿九日梟首右獄樹按堀河院嘉承二年七月崩此年平仁元年正月義親鳥羽即位の明年天月うたる義親うと祚一年の二月七日義家於二男右兵衛權佐義忠其叔父義光はと名にころはふ鹿嶋三郎といふそのしてころと也然るを義綱はとさなりと聞えて義綱大ふいりり近江の國甲賀山小こえる義親の男為義院宣をかうふ為義嫡孫とて義家小つく義綱為追討ふ義の大叔父とてあつそちうと也時小十歳也保元物語小十歳と云く義綱降りりハ佐渡小流さふ一説此と八月十八日義家卒六十七歳是年見誅

其子二人并小舎弟一人を先きたつ

難太平記小義家の御置文小我七代孫孫小う多多りて天下取多一とみえ一由成載次按す多小中世より將帥の命成承りて其功成奏しぬれ其勤勞に報る小うれらす御相成位をもつて大野東人藤廣嗣をうち大伴駿河曆藤原小黒丸坂上田村曆文屋綿曆等ら東夷をうち類も也天慶の夏小参議右衛門督忠文の中路より還りて左に忠成勸賞あり一や否の朝議あり其時秀卿貞盛ら功を賞せられ事多しに四位五位小な



されといへとも。これら將帥の命を承りて討せしはあらむ。況や又其本秩より六位の輩をまゝする。うかとの賞を猶不次此賞といふ。一。の位を又共小鎮守將軍になさし。功田多く給ハ。西國の守成兼せし。經基將門純友の亂小東西此軍事に勞し。賴信乃代小年を経て平うさ。忠恒代日あら。て攻降し。賴義十二年のちと東事に去ら。白頭して遂小其功を奏し。義家又十年を経て武衡家衡成平く。若く此此人こそ位四品よりさす。に昇殿成ゆはさ。成以

て其面日とせ。常小攝關の家小伺候して其家僕小肩成なら。抑經基を清和二世に王たり。其子孫王家成出ていまた遠ら。次た。卿相の列小加ハ。他家此比例小あら。し。てや義家武衡家衡をた。時官符を給は。を望みに。私此敵たる。聞ゆとてゆは。此事はら小心得ぬ事小非を。私の戰鬥小任國を凋弊せむ事十年にた。な。此罪刑成。是等の事に。義家の冤と不

うと含み終一其故なりといふべからず。たゞ天下を伐取るといひ置れしに心得ありし。朝家をうたふ事ありとむとの謂ふを阿らう。そらうとハ當時の事勢ふらうてねまひをかゆし。當時天下に權久しく執柄乃家少あり。その權を奪ひて我ら後ふあふふ。と終義うてあふは。果して三世のち頼朝其權を分けてを得て。足利殿ふらうて天下に君と仰う。三たひ今代世をえらう。めとふ。其遺言空しうらそとやいふ。又清和に皇統を陽成うて絶たせし。小頼朝より此う

と武家世をえらう。終に人人皆是其皇胤也。天意終をとかかりたる事にはや

又按るる小。正統記小鳥羽院の御代小や。諸國に武士の源平の家に属す。事伐とむしといふ制符をひくあり。源平久しく武を取て仕し。らと事ある時を宣旨に給りて諸國の兵伐召具し。近代とありて頓て肩を入ゆや。ら多くた。に。此制符を下さ終と云。抑源氏武伐と。事終基小始りて。平氏武を取りし。ハ貞盛小始る。皆これ天慶に亂の時小始まる。ら。ち平氏

小逆亂の臣あはれも源氏小仰てこれをもくする。  
 頼信忠常茂源氏小違勅此者あはれも平氏小仰  
 討此しとて討る。義親の時小西さ此を源平私の  
 てこまを討る。盛々討し如ささ此を源平私の  
 仇敵小あらをといつともたのつうら世讐此  
 思成なるをもまてや保元平治の是を此を經  
 て平氏權勢を恣り。源氏との跡をふりく  
 削ら此し小於てをや。其中東國此輩皆源氏  
 小心をとりて事ハ初頼信頼義父子忠恒をう  
 ちしり此うら。頼義義家の二代。奥前後此戰  
 廿餘年を歴て其手に属せしるも自らその後  
 類能たれもひをな勢しその是多し。頼朝つひ小

天下此權成あり多行しと皆是累代の餘烈よ  
 うして也。その事此しを考ふ。ひとく小天  
 慶の是を此ふよきなり。此亂此りて来此る所  
 は、執柄乃人人朝家の權を奪て、皇威日日小薄  
 く。是小加ふに武備も又ゆるみし。故也。も  
 免將門純友の相謀しし小。皇統も此を將門も  
 帝位成たり。藤氏の裔なるも純友ハ執柄たる  
 へしふと相約せしと聞えし。其尤小働ひし  
 まのふあらはや。是一片外戚の權を專にさし  
 より。執柄此職をそて我家の物となして。自ら  
 是成其子弟小讓る小至此を。さ此を朝廷にあ

言及餘論  
卷五

らゆる卿相皆その門葉にあらむといぬ事  
然し、あくを皆これ譜第をもて其官其職  
其職を以て其官其職を以て其官其職を以て  
任せしむるは、遂にその官世族となす  
さ然る又その官世族となす、又譜第は属兵と  
なるは、鳥羽の比は源平に属するは、  
もと志ざりし制符を下されし也。源平両氏の  
兵権を解むとれも、後漢光武の功臣の兵権を  
豈なからしむらむや。宋太祖の杯酒の  
間、兵権を解けし、其より来て来る所を  
すして、たゞ、兵を制するは、西氏憤を

御乃媒小あらむや。是二法、あそめて、  
天下終小武家の世となす事ハ、其よ  
るところ藤氏外戚の権威專にせしむるは、  
とそみえたは

其後三月過て、白河、永久元年、比叡山と興福寺と  
争論、興福寺朝家を恨て、春日に神木をふりて、數  
千人、栗栖山小来り、都に入らんとす、勅使を遣さ  
れし、いと不用、為義を遣さる。十八、大衆敗ら、  
歸る。其勸賞に左衛門尉小なきは、  
按むるに、白河法皇、朕の心小らぬ、  
の寨、山法師と仰ら、此比ハ山僧

讀史餘論  
卷五

言身館記 卷五

のこ小そあら夫三井興福徒僧徒等そや、そ  
を社を、兵革を動して朝威茂如さしと見え  
し、その事の始後朱雀長暦三年其春山徒等關  
白賴通を恨て兵起せしに始社を歟是又執柄  
權を恣ふし皇威既小衰しし小よまざるなり古  
は僧徒兵器をなくそ事は、まつとも國乃重禁  
まつてありし也、とらる小のそをたりは、  
ふ社をとい、とゆる王綱解紐の一端なり、此後  
屢々そを社を僧徒兵を動して世を亂し甚し  
きしては保元らを社をちうは、僧徒乃兵伐假り  
て征伐の事代行ハ社んとす。保元の時小上皇  
南都の衆徒伐催

治承の時小高倉の宮三井寺の僧を  
この後醍醐兩度まで山門を討きんと  
を賴三多ひし事の如きそのくち應仁の亂後  
山僧をいふし及ハを法華一向の徒高野根來  
徒僧等や、そを社を兵威をふるひ又甚し  
してハ、一向の徒加賀能富樫介伐亡し織田殿  
の兵威盛なまつ井ふらまを摧く事なり、終  
ハとさ社と此人乃代に叡山徒兵器をや、根  
來徒寺をや、ほろかさ社を數百年乃禍伐除  
う終し、尤その功大なりといふ處し、一  
向乃一宗今小其禍根絶ぬと見え、後世ま  
た國の憂をまゐさんものは、此一つのそその

讀史餘論

卷五

これふ

其後十五年して、崇徳大治四年三月、山陽南海賊起る。備前守平忠盛に院宣下されしに、これに成るる。忠盛、貞盛、孫正盛、子のそのくち廿六年して、保元乱出来たり。前不見ふこと、小

其後二年を、平治の亂あり。同、これ其のち廿一年して、高倉宮乃御事あり。天下亂ふ。ついで、六年成経て平家亡む。高倉の御事。高倉治承四年、平家亡む。後鳥羽文治元年。按するに、天慶二年、将門純友の亂起り。由文

治元年乃春平家亡む。迄、二百四十五年、此間、兵革動む事凡十二度也。神武即位の年より、朱雀天慶元年迄、千五百六十四年、此間、小く、兵革の事、總小十四度歟。天乃方小躍々時、小く、いふ事、まゝなる、う郷

源頼朝父子三代の事

頼朝三十四歳して、高倉治承四年八月、起、兵、戦、不、利、奔、房州。九月、赴、上、總、入、下、總。十月、經、武州、入、鎌倉。率、廿、萬、兵、越、足、柄、山、與、大、庭、景、親、戰、敗、之。進、到、駿州。賀嶋、聞、平、軍、潰、而、留、武田太郎信義、守、駿州。安田三郎義定、守、遠州、而、還、鎌倉。十一月、擊、佐竹冠者秀義

慶本作場  
武上疑脱  
使字

斬之。十二月遷鎌倉新第。出仕之侍三百十一人。安  
德養和元年閏二月清盛薨。此月重衡率千餘騎東  
征。賴朝與叔父志田三郎戰敗之。三月行家等率尾  
參兵與平氏戰墨俣川。敗績。八月伊勢守清綱上總  
介忠清館太郎貞保東征也。兵於江州。九月賴朝遣  
三浦葛西討足利太郎俊綱。斬之。十月維盛東征。十  
一月賴朝遣足利義兼九郎義經土肥二郎實平土  
屋三郎宗遠和田小太郎義盛禦平軍於遠州。佐佐  
木秀義與維盛屯江州。出師無期。且行家在尾州。可  
以支平軍。故東軍不發。二年三月賴朝殺上總介廣  
常。是年冬遣範賴義經討義仲。後鳥羽元曆元年正

月。義仲敗死。二月七日。一谷城陷。十八日。命京都守  
護且命景時實平遣使守播美。備前中後五州。三月  
一日。下文於鎮西九國住人。九日。宣旨。以武  
武士等征賊小事。と。狼藉あり。賴朝子細を訪  
て言上。と。八日。小坂垣三郎兼信土肥實平  
等西海小向ひて討平氏。四月殺義高。六月範賴三  
河守。賴朝不聽。義經任官。六月。義經下向して謝讓。  
此と三月景時東歸。七月。賴朝奏上皇。以勅  
一の故也。と云。威衰記。小。義經西征。八月。義經左衛門少尉檢非違使。賞一谷  
之功。賴朝不悅。罷義經之西征。而遣範賴。範賴發鎌  
倉。九月。義經從五位下。十月。院內昇殿。文治元年二

續史餘論

卷五

三

月、義經西征、屋嶋陷、三月四日、賴朝使大膳大夫久  
經、近藤國平、鎮在洛武士、狼籍、廿四日、平氏亡、四月  
十二日、賴朝命範賴在九州沙汰、沒官領、徵義經、還  
賴朝從二位、十五日、關東御家人不蒙內舉、拜衛府  
所司者廿三人、收本領、且可處斬罪之旨、注文と京  
師に遣ふ、廿九日、田代信綱小使して、義經自立、  
儀、成企て、侍等小私の恩を施す事不當也、向後賴  
朝小忠あり者不可隨、義經と相觸る、と云云  
五月七日、使龜井六郎獻誓文、十五日、義經以平内  
府、到酒匂驛、北條して迎之、義經を以鎌倉、以礼  
十、六月九日、附義經、還内府、誅之、江州篠原、八月、久

經、國平帶院廳下文、赴鎮西、十六日、義經任伊豫守  
兼院、既別當、特勅、衛京師、九月、梶原景季を遣、備  
前、前司行家を誅、と、と、義經小命了、十月、使土  
佐房、罷義經、十五日、使小山朝政、結城朝光、五十餘  
人、赴京、廿九日、賴朝西征、十一月三日、義經行家出  
京、五日、東兵入京、八日、賴朝還師、廿五日、時政入洛  
廿八日、時政請諸國守護、地頭、不論權門勢家莊公、  
可充兵糧米、廿九日、勅許、此日、賴朝定驛、十二月六  
日、兼實一獻狀、請地頭職、廿一日、勅許、是年、西海廿  
六州、小勇士、伐撰、み遣、して、分監、を、ら、二年三  
月一日、使賴朝、為總追捕、使并地頭、此時知行の國  
相模武蔵伊

續史餘論

卷五

三



言史論  
卷五

越後豐後等九州

按を多に頼朝の初志を平氏義仲行家等と戦ふ能間東國茂うちをたりつゝうけらる鶴蚌の弊小乗して世乃亂逆を治めはてと一先より字ち志と一國國を勸賞小申し請りて奥に秀衡の奥羽茂押領セーやうにてあらむとたもひ一もや然るに義經行家事起り一小よりして廣元の策を用ひて守護地頭職茂望みて天下茂併として握中小せ一なる一又頼朝政茂は一め一江廣元善康信康俊等の儒士茂きて政所乃沙汰人ととられ一事尤心得あり

如左

正統記小人茂撰を用ひらる一日ハ其の德行茂盡る徳行同一多れを勞効あるを又格條小る朝小厮養をれと夕小公卿小至るといふと能侍るも德行才用小よりして不次小用ひらる一子心也寛弘よりあるは一條のまことに才賢なれ種姓小拘らる將相小至る人そある寛弘以来の譜第を先として其の中に才もありて職よりをひぬき人を撰はれ世の末よみく利をけらる事茂いま一めらるにやありあむ七個國茂受領を経て合格して公文とい

續史餘論  
卷五

三十四

ふと勤めまゝに参議に任そと申なうハ一ハ。是  
 家自家といふ時心謀。あまり譜第をのミとら此  
 也。いさ小ハ。あうし。あまり譜第をのミとら此  
 てを賢才能出こぬ端なきを。上古に及うたは事  
 を恨る族もあはと。昔はまゝふてをいふくみ  
 此論ハ。但才を賢く徳をあらハ。うて登用をら  
 きん小。人ハ。謙あはま。まほくの器ふらは。今と  
 ても必ず譜第小。うらう。ま事とを覺侍る。次  
 に功田とりふを。昔を功の品小随て大上中下此  
 四はの功成立て。田を分ち給ひ。其數皆定給り。  
 大功ハ。世世小をえ。其下川。くを或は三世小

傳ハ。孫子小は。身小止まるそあり。天下を治  
 候と。小事は。國郡成專。まを。其事と取と  
 不輸の地を立ら。事のな。に。國小  
 守あり。郡小領。一國は。皆國命。下にて  
 治免。故。法に。民なく。國司の行跡  
 成考て賞罰。あ。天下。事掌成。て行  
 ひや。其中。小諸院諸宮に御封あり。親王  
 大臣又。これ。其外官田職田。とあるを。  
 皆官爵を給。其所の正税。成。ふ。り  
 にて。國は皆國司。其吏務。多。但大功。乃。その  
 今。の。莊。と。傳。ふ。と。國司。小。い。は。此

言史食論

卷五

三十五

を以て傳えおふ。中古となりて莊園多く立らば、  
不輸所出来しを亂國とはなまじり。後三條院  
乃御世小此弊を聞て修ひて記録所代置社て國  
國の莊公社文書代りて多く停廢せらばし。  
こ。白河鳥羽の御時より新立の地彌多ふりて。  
國國社知る所百の一小なりぬ。後さま小を國司  
任小赴く事少くを多くて、其人よまあらぬ。目代代  
差て國代治免し。ハ。以つての亂國とならさら  
む。況や文治社始國に守護職を補し。莊園郷保小  
地頭代置社しより此のた多。更小古社をたといふ  
こととむを。政道を行はく。道とくく絶こ

て小。又いよく平氏滅亡せし。天下奉の  
と君社御しなる。と覺えし。小頼朝勲功  
まもにた免しなる。をみゆら。權代恣  
に兵。君も又うち任とらば小。王家社權を  
以より衰小。諸國小守護代置て國司社威代抑  
へし。吏務とつ小。事名ハ。り小をわぬ。あら  
ゆ。莊園郷保に地頭を補せし。も。本所をを  
ら如くにを社り。東鑑文治元年。十二月廿一日。  
諸國莊園下地。關東一向可令領掌給。云。前稱地  
頭者。多分平家家人也。是非朝恩。或平家領内其號  
補置之。或國司領家為私。芳志定補。其莊園又今違

續史餘論

卷五

三十五

背本主命之時者改替之而平家零落之刻依為彼  
家人知行之跡被入没官畢仍施芳恩本領主空手  
後悔之處今度諸國平均之間還斷其思云、貞永  
式目第三條云第一、八神社、第二、佛事右大將家御時所被定  
置者大番催促謀反殺害人等事也而至近年分補  
代官於郡郷充課公事於莊保非國司而妨國務非  
地頭而貪地利所行之企甚以無道也兼又所以下  
司莊官以下假其名於御家人對捍國司領家下知  
云、如此之輩可勤守護所役之由縱雖望申一切  
不可加催早任大將家御時例大番役并謀叛殺害  
之外可令停止守護之沙汰若背此式目相交自餘

事者被改所帶職可補穩便之輩也此下三條皆守  
護人の不法成  
禁セ文治五年閏四月晦日義經自殺九月三日  
泰衡走死建久元年十一月上洛四年八月殺範賴  
六年二月上洛九年十二月落馬土御門院正治元  
年正月十三日卒五十三歲治承四年より二十年  
文治元年より十五年より  
正統記小いそく白河鳥羽の御代死比より政道  
乃古きをう漸たろるへ後白河北御時兵革起  
て姦臣世と亂ふ天下の民殆塗炭ふたふき頼  
朝一臂伐揮て其亂を平すを王室はふさふさ小  
歸るまてをうかりか九重の塵をたさほり萬  
民の肩も休りぬ上下堵を安く東より西より

續  
餘  
論  
三  
七

其徳小服セリ。又云。たうそ保元平治より此より  
此世の是たうそは。よに頼朝といふ人なく。泰  
時といふ者なうそを。日本國に人民いり  
かふりなま。

按。よきに正統記のいふ所を。孔子管仲の仁  
をゆるし。後ひ。義ふる。頼朝のこゝ。起  
起セ。事。王。伐。勤。め。民。伐。救。い。ひ。と。純。心。を。あ  
ら。す。平。氏。能。罪。惡。貫。盈。天。下。に。豪。傑。あ。ら。す。ひ。起  
り。小。あ。ら。り。て。高。材。逸。足。終。小。其。鹿。を。得。た。里  
一。也。初。兵。伐。起。セ。り。里。義。仲。を。撃。つ。及。て。數  
年。の。間。い。ま。一。騎。を。發。して。西。小。ひ。り。罪。伐

問ひ。事あり。こも見え。う。の。普。天。の。下  
率。土。乃。濱。誰。人。ら。王。臣。小。あ。ら。は。い。つ。ち。ら。王。土  
小。あ。ら。さ。ふ。頼。朝。能。う。ち。滅。セ。所。た。り。と。り。て  
領。勢。一。所。そ。も。く。こ。れ。誰。の。臣。と。して。誰。の。土。な  
り。そ。や。義。仲。伐。う。ち。と。た。ち。其。暴。亂。の。日  
よ。あ。ひ。平。氏。を。亡。セ。事。と。ま。く。その。兵。威。摧。し  
時。小。あ。ひ。其。師。名。ある。小。似。て。其。功。伐。成。す。事。を  
速。な。ま。に。似。た。る。也。平。氏。都。を。落。し。時。も。其。謀  
の。よ。く。一。院。を。え。同。く。御。幸。の。入。り。せ。義  
仲。ら。頼。朝。と。軍。起。り。日。小。ま。く。其。謀。の。如。く。一  
院。を。と。り。參。ら。を。西。海。小。赴。さ。れ。る。頼。朝。能。起。せ

る軍いなる名残以て義仲をもち。如何なる  
休辭を以て平氏残る川を去り。一院希有として  
都小残り留らるるまじ。平氏四官を都よのこ  
しむる可らざる。御裳濯川の流をとり  
と元させ給ふまじ。御事を社も。然るへき天  
能御も。うらひな多し。志も。に頼朝常に  
片ら其勲勞小はのりて朝家を脅し制し  
いらを。誠小天能功茂攘めりと。やいふ屋を。但  
一世の頼朝を議をる人。其六十餘州總追捕  
使茂給はり守護地頭職を補せら。社。とを申  
す。其時小あたりて天下能亂始て平氏先亡

乃餘類猶國々小みらて。お社小かふる小又義  
經行家社事あり。その代小守護地頭を置く  
事社を。うらま。は。天下乃亂止時ある。ら  
ら。次頼朝初小此事茂奏し請社。あてて王家  
能威残る。ハ。を。社。の權を專小を。む。に  
ハ。あらを。社。を貞永の式目茂見るに。う。社。始  
小當時能守護地頭茂戒しむるに。敢て國司領  
家能煩茂るを。う。ら。次。と。ふ。と。數條を載す。  
此事小。りて朝廷の威日日小衰へ。武家の權  
ま。あ。く。熾。る。ま。里。皆是其法能後小弊へ。也。  
頼朝能初意。は。あ。らす。初。頼朝既。敗。社。士

卒を聚め、東國士民其心を得て、兵威日日小さ  
 うるに、天下遂に其武功に服する事、其祖先  
 其烈のふも、其あるを、自ら英雄の資ありて、  
 其人を得て、其事をさすけしむ、其濟時に策不  
 於ても、廣元、善信等の功最りり、世乃人た、  
 其武功伐のみ知りて、其功の成れり、所以  
 を知らず、其社とまた其人極て、残忍の性あり、  
 て猜疑其心深く、其子孫残保をむと謀る  
 べきに、親しき兄弟一族を多く殺し、其妻  
 黨不倚て、其孤を託し、遂に其社を免に、其後  
 を滅され、天に報應あやまらむといふと

抑又、其社より作する、其薛なり、  
 廣行家の叔父也、義仲及行家の子、  
 兄弟也、義經の子を姪也、義仲の子、  
 義高ハ從子也、  
 其社を八人歟

讀史餘論卷五

讀史餘論卷六

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

源賴朝父子三代の事下

賴家十八歳にて家代はく時正五位下左近衛少將兼讚岐權介たり家つさし時轉任左近衛中將同二年正月從四位上十月從三位左衛門督建仁二年八月從二位叙征夷大將軍任時小廿一歳也家つ同三年職をゆつりて落飾と明小年元久元卒治世總小五年

初賴朝代北條時政義時并に廣元善信親能原在



三浦義澄、八田知家、和田義盛、比企能員、藤九郎入道、蓮西、足立左衛門尉遠元、梶原景時、民部大夫行政等談合して成敗をえりらぬ東鑑。頼朝うせら。此一年の四月頼朝正月。梶原景時、右京進仲業等奉行して政所の書せしむ。小笠原彌太郎、比企三郎、同彌四郎、中野五郎等從類者、於鎌倉中繼雖被狼籍、甲乙人敢不可令敵對。若於有違犯聞之輩者、為罪科慥可尋注進交名之旨、可觸廻村里之由。且彼五人之外、非別仰者、諸人輒不可有參昇御前之由東鑑。七月十日、三河國より飛脚来りて、室平四郎重廣とりふまの強竊、此盗人成りて路次往来

五當作四

面本作向今改之

此人を煩むとさし多て、十六日、小安達彌九郎景盛、しへたを成退討せしむ。景盛、日比使節の事、成りたく辭す。此を去春の比、京より美女を招き、あふり、片時別をそ愁ふる故なるを、是れは社と彼國を父に奉行乃國を志す。遁れりたくてうそをたは、廿日乃夜ふも月出し比、中野五郎能盛して、景盛の妻女成とりて、小笠原彌太郎の家、ふりて、たらしむ。廿六日、此夜、北面の御所、ふりて、今、程爰ふさふらふ屋しと也。八月十八日、景盛歸り、重廣等、ふけり、せきくゆき、り、成志らふ。此を申す。景盛、彼女事、ふりて恨み申す由、成讒す。

續史餘論 卷六

者ありしハ小笠原彌太郎和田三郎比企三郎  
 中野五郎細野四郎等小仰て景盛を誅せらる一  
 として晩不及て小笠原旗伐上て藤九郎入道蓮  
 西の甘繩の家に向ふ鎌倉中の士先をあらそぬ  
 二位尼盛長の宅小ゆきて工藤小次郎伐使と  
 て大将の勢強ひ程なく姫君又早世し悲歎一人  
 小あらゆると戦を好む終不事亂世に源也就中  
 景盛を賴朝殊に憐み多しそのなきを罪科あ  
 げむは我々やく尋子成敗を辱し其故を尋問  
 せしめて討まりて定て後悔あふ多しそ一猶の  
 社をうとほくんと我まは其箭ふあそる一

とありしは、よぶく兵をく先らふ鎌倉中  
 騷動人是我恐怖を長とつふ者を廣元いよく  
 うる事先規なきそ何ら鳥羽院に御寵  
 の祇園女御の源仲宗の妻なる伐めされて後に  
 仲宗を隠岐國に流されたと云ふ廿日七二位  
 殿盛長の宅小逗留ありて野心あらはれしに  
 起請文を景盛に下る程努むて歸りし其状  
 成頼家小参らるをうれしついで小海内に守成忘  
 れ政道に倦て民に愁と知りしは聲色伐好  
 て人其謗を顧みまは名仕はる者賢才小非  
 すして多く邪佞其輩也いふ小况や源氏乃人

は故殿に御一族北條ハ我親戚也。此ハ頼朝頻  
 小芳情を施し座右小招さむいさ然る不彼人こ  
 に優賞れく刺皆實名成呼まくる各恨すわらす  
 る由る能聞へあり詮をも所よく用意をせ  
 終ふへさう佐佐木三郎兵衛入道御使をり十  
 月廿五日結城七郎朝光御前侍より夢想成告  
 ありとて頼朝乃を免小人別一萬及の念佛成進  
 め忠臣二君事すといぬ我ハ故殿に厚恩を  
 蒙る身也うと陰ひ一時御遺言成事あり  
 出家と以後悔一川あり夫且今世上を見る  
 小薄氷成ふむといひさ此人頼朝に近侍無

雙なりしは其懐舊依感してさく人涙成流し  
 ちあり景時ら朝光の申を一所成以て讒し々  
 由阿波局とつふ女房廿七日小をらせしハ朝  
 光義村ら許小ゆきてらくといふ義村義盛蓮西  
 等成招て相謀り廿八日小大名六十六人鶴岡に  
 廻廊小集り景時ら年比積悪成訴ふる状ら  
 せ一味成事改変あらしと誓ふ朝光の兄小山五  
 郎宗政ハ姓名をハ載々成と加判小及ハ長廣元  
 小就て奉らむとて義盛義村もちむらふ十一月  
 十日義盛廣元のいさ披露せさりを怒り  
 らら十二日廣元成成成らるやうて景時小

孤騎一本  
在私崎

下は秋て是非を陳す。とありしに。十三日。子  
息親類等伐具して相州一宮小下向を。三郎兵衛  
景茂そのまゝとあり。十二月九日。小景時鎌倉小  
歸る。十八日。景時鎌倉伐追出さる。その家を破却  
せらる。明を正治二年正月十九日。夜。景時潛  
小一宮を出た。此間城郭を構落多る也明を廿日亥時  
り駿河國清見關。小いたる。がとりの射て歸  
らむとせし。小ゆきあひ怪しと見し。ハ箭射の  
けて。蘆原小次郎。工藤八郎。三澤小二郎。飯田五郎  
等追く。景時孤騎して返し合せて戦ふ。飯田等  
二人討る。吉香小二郎。澁河次郎。松越三郎。矢部小

二郎馳加りて。梶原三郎兵衛景茂四と戦て互  
小うたふ。六郎景國。七郎景宗。八郎景則。九郎景連  
等散に小戦ふ。當國に御家人馳集り。彼兄弟四人  
討まぬ。景時并小景季三平次左衛門尉景高三  
六うろの山に引て戦ひし。守とれし。後死骸  
ハありて首を得る。廿一日。小山中より其首伐さ  
らし得て。三十三人の首伐路頭小く。初。景時  
はと聞えて。時政廣元相議し。討手乃軍兵伐差  
されし。と。既。小討まし。は發向に及ぶ。景時  
無て駿河國内吉香小次郎。第一勇士也。と  
上洛乃日。彼男の家の前を過さる。は怖畏あ

讀史餘論

卷六

五

る。應りうとといひし。果して吉香のた免にう  
たれぬ。其後小山左衛門尉和田島山以下群集し  
て雑談をす。澁谷次郎景時近邊の橋を引  
て支ふ。應りうに。左右れく逐電し。途中よて討  
れし事。後て自稱違へりといぬ。重忠と楚  
忽小村こち。桶をほり橋伐い。越えり。難治  
歟といふ。に安藤右馬大夫右宗大覺伐虜昌山  
殿。た大名のこらひ也。橋伐い。城を構ふ  
る事。ち終はさゆ也。近邊の小屋伐橋の上  
ふ。こち。火を。む。小子細あらしとい  
ふ。又小山左衛門尉乃第五郎宗政。八年来當家也

武勇宗政小ありと自讃を。小今度景時の威小  
た。社て。訴状小判形。加へら。社を。其名を落さ  
ぬ。事と。進を耻へ。向後發言なら。多。應りとい  
ひ。

按。多。景時の讒論。そ。罪死。小。あ。た。社。之  
小。加。ふ。ふ。反。謀。伐。以。て。す。多。を。や。大名等。こ  
進を訴し事。君側。悪伐掃。つ。む。と。を。る。の。謂。を  
さ。に。あ。ら。は。義。村。の。その。積。悪。定。て。羽。林。小。歸。し  
奉。る。へ。し。世。た。免。君。社。た。免。討。を。ま。ん。い。あ。は  
へ。ら。す。然。社。と。そ。弓。箭。の。勝負。を。決。ま。は。また  
郡。國。社。亂。伐。招。く。小。似。たり。といひ。事。深。謀。遠

慮ありといふ。廣元十日、伐過るまで其事を披露をささるる。思慮なき小あらし。其心も今彼等の申状より見て、景時、伐罪をらねども、これらに許やむとあやふらさず、休らん小於て、國家黨人の禍不堪されし。彼等、怒乃たこころむ。伐待て、景時して謝せしめむと思ひし。なまし。これと事既小く、人の如く、衆怒當るべからず。時政、執柄に上首として、敢てこれを決を以、景時、西奔の日、小至りて、忽小討手をさしむ。其心、小思ふ所大名等、の申状より見て、是伐誅をば、刑殺の權

これ下より出ゆ也。必ず一罪を得て、小誅誅すべし。とりふらば、彼ら去小任をて、これ伐問す。来小く、察て、是伐追ひ、其進退、残さハめて、叛うむ。ひとを刑殺、其下より出ゆをたもふのこもあらし。らならぬ、彼伐死地小おらん、事伐思ひ也。そ、然らざらん、は彼く、免鎌倉を去りし、小及いて、速小其罪状、伐按し、其舊功、伐議し、其死を宥め、父子悉を流刑小處をらる。べき事、小あらすや、そ、命を受さるむ。小も、其時、小是を誅せら、れん、事、をいふに及ハば。

正治三年即建仁元年也九月十八日犬の獵飼日を定免

て毎日結番と一番小笠原彌太郎二番中野五郎三番比企彌四郎其月廿二日御鞠乃會

ありて人々多く見證不候と蹴鞠此時頼家深く其

中小江馬太郎泰時竊に中野五郎能成よりたり

て蹴鞠を幽玄に藝也御賞翫此條庶幾する所也

さりながら去八月此大風小鶴岡乃宮門顛倒

國土饑饉伐憂ひをふ都より放遊此輩を

名下され紀内所行景伐上皇去廿日此変異より

つねの事なり如去日深更小月星乃尤驚思食さ

る事あり司天等小尋ら此変異をらんハ

ら御遊ふ及くむ歟貴客昵近此人也事乃次

を以て諫申さゆ事をら次やといひし

甘心此氣色ありいと言を發と次十月二日

此夜觀清法眼竊不泰時の許小来了近習能成不

仰をられ事つふに御聽し達せに父祖成

さにたき諷諫申されく此條御氣色不違ふのよ

讀史餘論

卷六

言史記

り也。罪科不處せり。社むあを在國よふへら次。  
但、急事ありて此曉を北條一、下向をへし。構へて  
今此告ふ就て出る山はあらは。御推察のふとハ  
もけり。く存す。て。旅具篋笠をりし出りて見  
とら。此を。は。地風損也。建仁二年六月  
廿五日。二位、左御所、小入り。孫不。御鞞會日比。此事  
也。し。行景等上足。お藝。成見。孫ハさり。故  
と。聞えし。其夕雨り。きて上下遺恨。此事不思  
ひ。し。や。晴てを。久。潦水猶煩。成。し。今。ふ。  
壹岐判官知康未。も。也。直垂帷等ひ。か。を解て其水  
をと。心。人人興。成。催。を。申。時。御鞞始り。員三

時連、義  
時、弟、時  
房、正、大、佛  
の、外、家  
り、修、理、大  
夫、相、模、守

百六十。て。晚。川。り。た。事。記。東北。兵。の。御。所。小  
して。勸。杯。あ。舞。女。徹。妙。め。さ。終。て。舞。曲。あり。知。康  
鼓。に。役。小。候。す。酒。半。過。て。知。康。鉞。子。を。取。て。酒。成。北  
條。五。郎。時。連。と。勸。む。知。康。酒。狂。に。餘。北。條。五。郎。を。容  
儀。と。い。ひ。進。退。と。い。ひ。板。群。と。い。ひ。川。へ。然。る。小  
實。名。ハ。多。れ。た。下。方。也。時。連。乃。連。の。字。を。錢。を。貫  
く。に。義。興。貫。之。ハ。歌。仙。た。ま。を。其。芳。躑。成。に。孫。不  
歎。し。然。る。く。り。と。い。ひ。ハ。頼。家。も。や。く  
名。改。め。し。仰。を。承。り。ぬ。と。そ。申。事。廿。六。日。  
二。位。左。御。所。小。歸。り。多。い。の。昨。日。に。儀。興。あ。る。小  
似。た。社。と。知。康。あ。る。ま。い。甚。以。奇。怪。也。伊。豫。守

讀史餘論 卷六



義仲法住寺殿攻うれて、卿相雲客耻辱不及ハ  
事其源ハ知康ハ凶害に起リ、又義經朝臣に  
同意して關東を謀り、先人殊小憤り多ひて解  
官追放せらるる由致奏し多ひき、然る小彼先  
非を忘れて、昭近致申さう行く事、亡君此御本意  
小そむたをよめて心よりあらず、三年正月二日、若君  
一幡殿鶴の岡小奉幣ありて、神馬二匹致引き御  
神樂行いませし、小神巫女小うり多ひて、今年死  
中關東に事あふ至し、若君家督をばくへらるる  
岸上石樹其根をてに枯ふ、人人小是致とら次  
てとる元梢を待みうるとのをさふ、此年六月、伊

豆乃奥狩小、和田平太胤長を伊東の崎の洞小入  
進、そ社より富士に狩くらして、仁田四郎忠常を  
入穴小入社らゆ、同き廿三日、八田知家小仰きて  
河野法橋全成、成下野國小うけ、頼家の叔父、時政  
川、五月謀反の聞へありし故、小生捕て常陸  
小國小流さ社に殺さし也、系圖は建保中北  
條義時命金窪右衛門等誅すと見ゆ、七月廿日、俄小病悩事あり  
て、既小危く見えし程、小八月廿日、關西三十八個  
國、地頭職致舎弟千幡、關東二十八個國、地頭并  
總守護職を長子一幡、歳小讓らるる一とあり、  
九月二日、能員そ乃娘頼家、若狭、局といふを以  
て、家督の外、地頭職致分たふ、と、威權二川小分

讀史餘編 卷六

廣元其謙  
小與らさ

是て争ひ出来ん事疑ふ處ららば、子孫たぬ弟乃  
た免静謐に御するらば、似た社と亂成招く基  
也。時政の一族世小あらんま、家督に世を奪ハ  
せん。又、以異議あらんといひ、頼家驚さ  
能員茂枕も、に免して、時政をうたね、さし  
を仰、二位、尼障子成隔て、此より成聞て、女房  
て時政成尋ら社、佛事を修する事ありて名  
越小歸社りと聞え、此より成書て女、て  
送ら社に、道までおいは、て参ら、時政も  
一思案して、廣元も、とに、行て、其由成、た、ちて  
此上も能員を討る、さ、その歎といひ、廣元

時政  
詐謀を  
知る故也  
承久の時  
廣元謀主  
たり兵を  
知らされ  
人小あら

某、故將軍社御時、皇御政道をき、す、く、多、社號あ  
社と、も、兵法小、於て、是、非、成、辨へ、誅、戮、社、事、小  
た、る、て、御、心、よ、あ、は、あ、と、我、答、を、ふ、時、政、座、成  
さ、ち、て、歸、る、小、天、野、民、部、入、道、蓮、景、仁、田、四、郎、忠、常  
供、小、向、り、荏、柄、社、前、て、馬、成、扣、て、彼、等、小、向、ひ、能  
員、謀、反、を、見、今日、社、を、誅、し、む、人、討、手、た、る  
へ、とい、ぬ、蓮、景、兵、を、起、し、ふ、小、及、ハ、す、御、前、小  
免、し、て、う、た、ふ、小、彼、老、翁、何、事、の、向、ら、む、と、い、ふ、家  
小、歸、り、て、又、廣、元、成、ま、は、く、廣、元、思、慮、乃、氣、色、あり  
し、と、ゆ、き、向、ふ、家、人、等、多、く、供、を、ん、と、せ、成、思  
ふ、所、あり、と、て、皆、と、免、置、て、飯、富、源、太、宗、長、と、

利我具矣。路次より竊に宗長小いひしむ。世のありさほもいと怖畏す。重事ハ今朝既小議せられり。然れ小又某残まれば、事心得ず。も一不慮死事あらん。汝まつ我を害す。とて名越小至る。時政對面や、久し。此間宗長廣元の後小候して座をさら次。午乃時許小廣元退出す。時政藥師乃像儀供養をくして、桑上律師殘導師とを、尼御臺と結縁を免入り。聞ゆ。時政工藤五郎して能員の許小。宿願小よりて佛像供養儀あり。來り終ふ。且そのつひてに雜事を談し申す。といひやは。早々豫

參下。と答へ。王藤を歸る。能員の子息親族諫て左右なきをゆるむ。といふ。家子郎等々に物具をとて具をら。といふも。あり。能員を此事ゆ免く。然る。時政甲冑。中野四郎市河別當五郎小。弓箭を帶と。免て。兩方。蓮景忠常。腹巻着て西南脇戸の内。能員平禮小白。水干葛袴着て黒馬小乗り。郎從二人。雜色五人具して門小入る。廊。戸。能員。蓮景忠常。造合。此邊小をらむ。い。能員。左右。手。山本

讀史餘論 卷六

小引すくて首をまは。下人等歸りてうとといひ  
 一族郎従一幡殿に御館といふ小引こも  
 あと未死時より小二位に仰成りてか  
 ねらを追討あつしとて兵残さむく。能員  
 子比企三郎同四郎同五郎成始として一族郎等  
 命をすく。戦ひは寄手に兵多く疵をう  
 むちて引退く。畠山二郎重忠入るはりて攻戦い  
 小やふらとて。御館小火残る多。皆若君の前  
 りて自害しをねら。一幡殿をうと。能員の嫡  
 子餘一兵衛尉。女に姿を假りて落行成加藤次景  
 廉うちとりぬ。夜小入て澁川刑部丞成誅を。能員

ら舅にねら也。明は三日。其餘黨をさうり求  
 て。或ハ流し。或を誅し。其妻妾并小二歳に男子成  
 はゆりり小就て。義盛小預らねて安房國へ流さ  
 ぬ。四日に小笠原彌太郎。中野五郎。細野兵衛尉等  
 を禁獄を。能員の外孫たり。此時嶋津左衛門  
 尉忠久を大隅薩摩日向等に守護職成收公せら  
 ぶ。同五日頼家死病少く心地よくて若君能員  
 等の事を聞てその憤不堪を。時政を誅を。さ由  
 和田義盛仁田忠常小仰成。堀藤次親家御使たり。  
 義盛深く思慮して。彼御書成時政小みさし。を。  
 時政やうて御使をとらへ。工藤小次郎行光し



下をこころ譲れ。亂本を事成知らはらむ  
 や。頼家の病小くる。みて人事を省とさ。隙  
 小乗し。二位元正を欺誑して。頼家の命成矯て  
 ろくもとをせり。され頼家病乃間ふ。くも  
 聞て其怒不堪。例のうろく。を躁。ま本性  
 を殺す。我病愈んとまちて。お事沙汰す。し  
 なと。いひしを。二位元正心うき事にたもひて。時  
 政小告し。なま。し。時政やうて。廣元と議と  
 ろとのま。其詐謀成。ま。し。は。う。事。小。何  
 け。う。然。る。を。又。時。政。已。の。家。小。ひ。て。時。移  
 ふ。ま。て。相。對。し。て。歸。を。り。此。人。故。將。軍。に。代。り。ま

東方の倚頼なり。し。は。う。れ。も。又。謀。を。同。く。と  
 し。由。を。二。位。元。正。小。も。せ。世。に。人。を。信。せ  
 し。め。ん。の。を。怨。也。此。ま。も。對。面。や。久。し。と。も。か  
 糸。見。え。て。事。成。議。せ。し。と。を。聞。え。は。況。や。宗。長。其  
 座。に。あ。り。し。を。や。又。能。員。頼。家。に。あ。と。ま。う。を。讓  
 ら。ん。と。二。位。殿。時。政。等。申。定。免。し。を。憤。れ。る。は。一  
 定。な。る。し。時。政。を。う。た。ん。と。を。い。ふ。し。か。ら。次。  
 名。越。小。ゆ。死。し。あ。り。ま。ま。更。小。異。謀。あ。る。ま。の。小  
 何。ら。す。ま。た。頼。家。に。忠。常。に。仰。を。て。時。政。を。討。れ  
 ん。と。を。し。し。心。得。矣。は。ま。し。く。時。政。の。を。免。に。判  
 官。討。し。ま。の。に。う。ふ。大。事。を。命。を。ら。る。し。や

こととさる事ありと云。當時其使承り親家  
 以うて其由を申して有へき。時政頼家怒小  
 あひて其罪残忠常小嫁してうちりなり。こく  
 て頼家とは欺しつと。世此人を欺く辱らさ  
 社も、うく披露をしをりせま、に記して北條  
 か地残なきし文辭也。さきと頼家乃愠猶甚し  
 りりしかは。世小ねはさんよを。御志のそのも  
 出来ぬ辱しと思ひしつと。二位の臣勸て入道  
 させ。又廣元と相議しに鎌倉中にねはさん  
 と然るへら申す。をいひて。伊豆に國  
 へ遷し。遂小に社を殺し。世は病にて失ら社

しと披露しつと。たの川ら其死せしつと  
 知ふ人ありしは。彼子息等恨残なくみしそ  
 理也。時政は頼朝に託せし所小をむらさ  
 む小る。頼家非器なき残知らも。ろ社残廢し  
 て實朝して家はつとたらむ古に社稷貴戚  
 此臣なきいふものふし。所あらし。まして  
 頼家の病に危小臨し。をや。本朝小に社例を  
 多し。事なれ。實朝して其跡をたうきて。一  
 幡残きて實朝にふり。さと定免たらま。うは  
 其禍らほとまてふ。あらし。時政うこのくち  
 又實朝をそりる。はんと謀り。なと引合せ

て其詐謀をばかるとし、ありては、たぬすて、  
 不禍を貽せしむとて、賴朝親しき一族を猜疑  
 て、いさすらふ其妻を黨をきのみとせしむ  
 小よ色ゆ也かくり小事は古聖人の禮なる子  
 成立次して孫を考つと見えたり、はらはすと  
 一賴家父小先たちてう勢、賴朝のち小うせら  
 るくとて、一幡成きて、よ川とて、さ事に  
 や、まして賴家正嫡より世を治ふと五年、其子  
 り跡をばくへ、事禮小おゐて正とて、以  
 不辱さ、此れと此時時政外祖の權勢ある事年  
 久して能員の礼小比量とて、うらむ、そ一幡

して家つらさを考らむと、中く世の人の猜疑  
 たらぬとて家安うらむと、賴朝の親戚の時政  
 と共小其後事成託せしむありて、世乃倚賴  
 たらん人ありをむと、古の禮のとき、行ハ  
 礼ぬ辱し、又國成分ちたふう、不辱さ、礼あ  
 り、ましてや實朝小の之讓ああたへるは、能員  
 以て其憤不堪へきとて、いふ事ありねへけ  
 と、と、あらはあらむ、たと、此時のみを、礼なを  
 と、此定能とくならむと、必夫世をみた、礼  
 亦辱し、時政、その事成たも、い、多や、東國の  
 地頭職を一幡よ、ゆつらむ、その故を東國



之皆時政の年比をきき輩多し。能員をのれ  
 事ありともいひて舊好を忘るへきとわもひ  
 一の故なり。はまとして小其御家人と定れり  
 上も。その中小志あはものなとふらへき。さ  
 らは其禍殊に深うまぬへし。實朝既小其君と  
 定まらむら。能員の微力いひて一臂を振ひ  
 て世をたたる事能ふらふへき。能員うたむ  
 一日。その黨類をくばりて見ても。其微勢  
 なきを知り。その微勢なきをみて能員の蓄  
 謀あふへら。此度能亂ふら。頼朝乃らさら

社一様。玉海小見えし所を疑ひ。朝政を糾  
 さふして身はらる事候うら。若しや。たもひ  
 八教ほとならは。以つて。か家乃事沙汰し。た  
 う社さらむ。たとく。頼家事故なきて世を保つ  
 事年久し。をあれむ。は。實朝いふ。をうら。婦  
 屋き事。や。此等。事。を尤遺誠有へき。也。廣  
 元善信等の如き。承り置へき。事。を。ら。や。う。  
 不沙汰。能聞へき。事。は。其。う。を。ら。社。や。う。世  
 小。い。を。傳。ふ。事。能。如。く。明。ら。の。な。ら。ぬ。も。元。阿  
 り。し。や。但。遺。誠。の。あ。ま。し。の。や。是。を。用。ゆる  
 人。た。く。り。し。小。や。頼。朝。う。を。ら。社。時。實。朝。既。小  
 七。歳。な。り。き。又。按。ず。る。小。頼

朝畠山重忠小後を託せらるれしよし  
東鑑重忠戦死の下不見ゆ

實朝ハ頼朝第二子建仁三年九月為關東長者叙  
從五位下征夷大將軍十十月右兵衛佐元久元年  
正月從五位上三月右近衛少將同二年正月叙正  
五位下兼加賀介任右近衛權中將建永元年二月  
從四位下承元元年正月從四位上同二年十二月  
正四位下三年四月從三位建曆元年正月正三位  
兼美作權守二年十二月從二位建保元年二月正  
二位四年六月權中納言七月左近衛中將六年正  
月權大納言三月左近衛大將十月内大臣十二月  
右大臣承久元年正月廿七日被弒廿八歲

頼家伊豆國小至利二位尼實朝小文して幽棲徒  
然不堪を日比近習さしもの參る事を許さゆ  
へし又安達右衛門尉景盛を申請て勳發成加ふ  
ふしと申さゆ所望に條々然るらる其上此後  
書成通せらるへらる云々使々三浦義村の  
わ義村歸参りて彼閑居に體をつふさに申さ  
らハ二位殿歎多ひぬ實朝世のそし免十一月十  
九日小關東分國并小相摸伊豆等百姓に當年乃  
貢を減去是御代始とれり民戸を休めらるん為  
也とそ元久元年正月十二日御讀書始孝相摸權  
守仲章為侍讀是より恒例也六月十八日頼家卒廿三

重忠作業

讀史餘論

卷六

廿三

歲時小實朝僅 十月坊門前大納言信清女代御臺  
小十一歳也 所小むらへんとて御迎に武士等上洛按ずる小  
小懲り外戚の權勢をら 爲公家より御臺所代迎 十一月四  
日京に守護武藏前司朝雅の家 酒宴あり  
小亭主と畠山六郎重保と 爭論乃事あり  
合此輩に 和せしむ二年四月十一日鎌倉中  
静ならに 近國此輩群參して兵具をとのふ  
由聞ゆ 又稻毛三郎重成入道日比蟄居して武藏  
小あま 近ころ時政是代をい  
參祀り 五月三日仰小よきて郡參此輩大半歸國を六月

廿日畠山六郎重保武藏より參るに稻毛ら  
 からいと怒廿一日牧御方たのう娘の夫朝雅ら  
 重保を免に惡口せられを憤りて重忠父子  
 伐討ふべきを望む時政此より義時時房二  
 人小いひしを彼等聞て重忠治承より以來忠  
 直を專にとし賴朝其志伐鑿す後亂伐護  
戸いらすへきより 御遺言あり一人也すき 比  
 賴家乃御方にありなから能員う兵をやふらふ  
こ社父子の禮を重むる 故也重忠 時然る  
小今何事ありて 叛謀ある度 勲功伐  
棄て 楚忽小誅戮あらん小 定て後悔ある

事に實否を糾明ありてその沙汰ありし  
 といひしは。時政辭なき座にちぬ二人  
 共家小歸りし。小備前守時親牧御方う使として  
 義時を許し來り。重忠の謀叛發覺。君は御免  
 世乃ち遠州に漏し申しを。御身は小代り  
 て申披られ。古き継母は故をきて我と讒者とし  
 らふ小やとり心しは。此上を御心小あるへし  
 とふしぬ。廿二日。鎌倉中騷し。軍兵馳ち。是  
 は謀反の輩討ふとして。佐久間太郎等重保の  
 家圍む。重保よを戦し。多勢小敵し。て誅  
 て主従うたる。又重忠參上を。聞由。路次にて誅

義時等。馳向ひ。武州二俣  
 川。重忠に行あふ。重忠ハ十九日。小倉郡  
 菅屋館を出て。今。小長野三郎重清  
 信濃小在り。其弟同六郎重宗と與小あり。相隨ふ  
 者ハ二男小二郎重秀。郎從本田次郎近常。榛澤六  
 郎成清。已下百三十四騎。鶴の峯。下小陣了。あ  
 りて。今朝重保討れ。討手既にひうふとさく。本  
 田榛澤さく。所は如くならむ。討手已に多勢  
 也。敵す。重忠然る。本所小引返して待川  
 所小歸るに及らぬ。景時其館出。途中にて

たふ暫時其命を惜むふ似たり。うねてはまた陰謀あるに似たり。是後車に戒也。とて歸らる。とて安達、景盛先陣に進み。主<sup>七</sup>騎重忠小二郎して戦しむ。みうた多く討きて勝負いまた決と次申乃刺ふ。及て愛甲<sup>あま</sup>三郎季隆の矢ふ中りて重忠終ふ。た<sup>四十</sup>重秀并小郎後等自害しぬ。<sup>廿三</sup>歳。母を右衛門尉速元母。重忠の前妻死し。な<sup>廿三</sup>日未時。義時以下歸り参りし。不時政戦事成問ふ。義時重忠の舍弟親族大略他方にあり。相随ふ所其兵百餘輩。さらは謀反乃事をなす。ふらと也。もい諺口の為小誅戮しあひし。や。其首を見さふらひしに年

比此事思出さ終て悲涙不堪す候いさといふ。時政更に辭を。酉時よりり。小鎌倉中又騒動を。稲毛入道并に子息小二郎重政。榛谷四郎重朝。其子太郎重季。次郎季重うたぬ。是三浦義村うたぬ。了思慮を廻したるよりりて討し也。重忠うたぬ。事ハ。重成法師の謀りしよりりてなり。牧御方の申より。昔よりりて。時政うたぬ入道にうくと。ひしは。忽し親族の好成変し。鎌倉小兵起りぬと。たのう子を重忠の許し使し。路次よりり。祇を討し也。人人悲歎をいといふ事なり。按るる。不時政又稲毛をころし。重忠成殺を

一罪我彼小嫁す。その仁田我殺して能員を討一罪を嫁と一事。まゝく信ならまや

閏七月十九日。時政俄小出家を。初頼家を出家セ

し。實朝をよけきとせ一日。去年九月十二日の事也

尼許り。時政の館小わらふ。阿波局同輿に

參る。泰時江馬義村等輿寄小參り。幾程なく阿

波局二位に居小る。て。十五日若君遠州に御

亭小はし。まさむ事然るへら。次づらく牧御方

に體我見るに。事たらし。其中に害心をさしは

さ免り。御傅母小頼こらたし。定老て僻事出来

む歟といひし。か祿て思わし。所也とて。政村

僻本作勝  
今改之

江馬四郎義村朝光等して迎とらふ。時政周章大く

ならぬ。駿河局して是を謝を。うくて此を牧御

方らとらひ。朝雅我立て將軍と一實朝我

うらぬへし。聞ゆ。此は實朝時政の許しに

とせし。長沼五郎宗政。結城七郎朝光。三浦兵

衛尉義村。平九郎胤義。天野六郎政景等して實朝

我迎へて義時家小入る。時政の名集り。御家

人等皆義時を許小向ひて。實朝我守護し。此を

實朝此時此日丑時。うり。時政入道してたり

十二歳。明を廿日辰時。時政入道伊豆國北條小下

向を。同廿六日。右衛門權佐朝雅京都してたり

佐佐木三郎兵衛尉盛綱。後藤左衛門尉基清等戰功あり

按する小朝雅源平賀新羅三郎義光小出川父義信義朝平治に難し隨ひ賴朝に起るに及びて一族の上首たり朝雅父に代りて武藏守に任ず。時政牧御方なり。女代以てり。其妻とす。これを愛す。外事諸婿小と由京師守護乃長とて右衛門佐後五位下昇殿。代ゆるさる。かれを賴義に後胤たき、鎌倉殿と尊卑をくわひひし。時政を惑ひけちとり。時政後妻小まるとひ世を亂らんとす。一朝一夕の故

小ありあり。らら。次賴家に病急なる小臨て其男代失ひ。また賴家代も殺とす。事實朝の左免に計るは非を。一免一幡を失ひ。時終小十日のほと又實朝代も謀らんとす。一幡とす。一其外祖に故也といふむ。は實朝代謀り。一これ誰の故とや。又重忠を殺とす。事。の也。時政の女婿たりといえとも。其人忠直にしく。う川其武勇天下小雙なり。時政の姦謀小く。とんと。その小あらず。又賴朝乃遺議をう。多て其孤小二心なり。一。一。代失ひ。一。事。實朝の羽翼をそく。奪さう。と免也。稻毛重成も又時政

ら女婿也。されどうまらう妻或は死し、或る後妻の生れる所小あらむ。時政うれをを見る事。愛女の婿伐見らう如く小非也。此後八月十日、宇都宮彌三郎頼綱謀反の事ありとて、既小討手と定めらましに、うま出家し、自ら義時の許小馳来て陳謝し、事を止まぬ。彼も又時政の婿也。そくそくも時政も同意たり。聞えしや、も時政を、其志成得しめ。其子孫能如きも其死伐の、れト、さらは頼家父子乃事。うまいふとや思ふを。

十二月二日、頼家の子善哉二位、左のらひ小

て鶴岡別當尊曉の弟子とて、今日彼本坊小たる。元久三年、六月十六日、善哉着袴、十月廿日、實朝に猶子とをらふ。二位、左のらひ也。承元四年、十一月廿一日、駿河國建福寺に鎮守馬鳴大明神小兒小託して、酉年可合戦之由伐示さる。占あると沙汰ありに、實朝廿一日に曉合戦乃事を夢みし。今この告成得たり。虚夢小あらは占ふらうといひて、彼社小太刀伐納らる。同五年九月廿二日、禪師公登壇受戒し、上洛、實朝供侍五人とをらふ。猶子なるの故也。十月、鴨長明雅經に舉て下向、實朝小遇ふ事度



度也十三日、頼朝乃忌日とて、法華堂小参りて、  
草も木も靡さし秋の霜消てむなり交苔をこ  
らふ山風

親平八源  
満快の子

建曆三年<sup>癸酉</sup>二月十五日、千葉介成胤、信濃國住人  
青栗七郎弟阿静房安念茂捕つて義時小送る。是  
を叛人北中使たり。十六日、彼法師、白杖して叛  
人等所こりて生捕らゆ。其中和田四郎左衛門尉  
義真同六郎兵衛尉義重、同平太胤長等其餘信濃  
下總に御家人等張本百三十餘人、伴類二百人小  
及ふといふ。國小仰きて其身茂名進るべき由  
を沙汰せらゆ。され信濃國住人泉小二郎親平

満國の後

去々年より謀反し、故左衛門督殿の息尾張中務  
丞養君を大將軍とて義時茂とて、  
一味とて輩たり、囚人の中園田七郎成朝、十八日  
於夜預、人の家をのりて、祈禱に僧敬音の坊  
小向ひて日比乃事成ゆ。坊のいよく叛逆に罪  
せらるる。一旦のむれ出とて、安堵の事終  
小かたふし、  
成朝與力に事勿論也。古の名將其難成遁れ、あ  
れ、素懐とて、所存なきにあらず。就中  
年来受領に志あり、いって頭を返さしめて、數  
盃後逐電すといふ。實朝此よりを尋られし。

言史餘論  
僧ありし事とも申さるる。受領所望の志の事  
感し多し。早く尋出さる。思赦有へしと仰あ  
り。又廿五日小、囚人澁河刑部六郎無守明朝誅を  
らふへしと聞て、十首の歌よみて荏柄の神に  
む。工藤藤三祐高去夜參籠し、今朝退出さる。彼  
歌取て参らる。感し多し。其罪宥免ら  
る。廿七日、叛人等多きは配流。三月二日、親平建橋  
小かくれ居し。聞えて、工藤十郎して召さし  
に、親平工藤并に郎從數人、伐斬て逐電を。八日、鎌  
倉兵起の由國國小聞えて、馳集るもの數をあら  
は、義盛此時上總伊止莊小ありし。馳集り。今日

參上御對面、その侍いて累日に戰功、伐陳て子  
息義直義重の事、伐愁ふ。今更御感ありて、父の勲  
勞に、参りて二人の罪を赦さば、九日、義盛一族九  
十八人、伐具して參上。胤長、事を申謝せむ。其  
ふ。廣元申はさたり。胤長、此事乃張本を、赦  
さむ。預人金窪兵衛尉行親、手より山城判官  
行村の方小名渡さば、禁遏す。義時、仰伐  
傳て、胤長を面縛して、一族の前伐渡して、を  
らむ。十九日、胤長、陸奥岩瀬郡小流さば、十九日  
の夜、庚申を守らふ。御會あり。夜半に  
及びて、甲兵五十より、義盛、館邊小徘徊を、

言史餘論

卷六

三

此まは横山右馬、允時兼義盛の許小きたれ也。  
 伊賀守朝光申し止りしは、御用心に問勝會を  
 止らる。廿五日、胤長屋地荏柄前よりあり。御所小近  
 々、此より人人に此を望む。今日義盛五條局に就て  
 愁申を、故將軍の御時より、一族乃領所収公の後  
 他人小仰ら此を、彼地宿直伺候の便あり。給るを  
 一と云。忽不達しおれを、殊小喜悅に思成を  
 り。四月二日、義時胤長の屋地を賜る。行親忠家  
 小こら川、義盛の代官逐出したり。七日、女房等  
 をりさき御酒宴の時、山内左衛門尉、筑後四郎兵  
 衛尉等屏中門乃砌、徘徊と一を、簾中より見終

ひて、縁小名に盃酒を賜る。二人とも小命にたゞ  
 事近うらん歟。一人ハ御敵、一人ハ御所よりあり  
 一と仰るを、二人怖畏乃氣らりて盃に懐小  
 一々早く出川。十五日、和田新兵衛尉朝盛を寵臣  
 として、常盛其等倫を、義盛の籠居とし、小より  
 て、此も引籠りて浄邊僧都、小佛道乃要旨に受、  
 今夕出家をむとねひしは、御所より参る。實朝  
 月小對して歌に御會ありて、女房數輩さふらひ  
 一に、朝盛参りて、倭歌に奉侍、御感度、さふらひ。此  
 程出仕を、一りし事と申す。實朝數個所、地頭職  
 と一紙小載とて手つら賜ふ。朝盛退出してす

く小僧都の許小僧を入道し。實阿彌陀佛と號して都代さしての和保郎等二人小童一人供女。義盛驚き尋しに一通の書有り。一族と共に君代射る。ら次。又君小随ひて父祖小敵す。らをて無為小入らむとの事を。義盛大小怒り。四郎左衛門尉義直して追とむ。駿河國手越より追つて具し歸ふ。義盛對面して憤代らる。川やうて黒衣をまゝして參る。わし小またらる也。廿四日。義盛年比歸依の僧伊勢の人あり。人恠尊道坊しむ。是をまゝとは太神宮祈請の事あり故也。て。鎌倉中らにこの騒ら。廿七日。宮内兵衛尉公

氏御使として。義盛の家小むらひ。用意は事ありの聞あり。其實吾代尋らる。侍入て案内と。小暫くして義盛出て寢所より侍小来ると。造會あま代飛あまゆふ時。えか。ゆふの義盛年来に勲功と語りて。はら小謀及れ心をさうし申す。辭終りて。子息等以下乃勇士列座して兵具代との置き。公氏此をしを申され。義時在鎌倉。御家人等代御所小めず。義盛の謀反已小決さる。た。いままた甲冑とハ着られ。晩に刑部丞忠季代御使より世をさう。聞えありて驚き。終ふ所也。まの蜂起をやえ。恩義代待る。

と也。義盛上ふなるて恨を存と次。義時の所為傍  
若無人乃間。子細を尋承らむたり。發向とんと近  
日若輩等ひそう小群議す。歎。義盛諫社とも一  
切不拘らる。既に同心一訖。此上を力不及ハを  
申す。五月二日。筑後左衛門尉朝重義盛の隣家と  
り。義盛の家小軍兵を集るを見て。廣元の許不  
告く。をりふ一酒宴一人多く座不あ一に。廣  
元獨座残たりて御所不参る。三浦平六左衛門尉  
義村九郎右衛門尉胤胤兄弟義盛と盟て北門成  
警固す。急一と以合と。忽不心を變一て義  
時のもと不ゆき。義盛すて不發兵終り一をはく。

義時圍基能會セ。驚く色々。志何らに目算  
を加へて後を。之はう一成立帽子不改免。水干  
きて御所不参る。義盛今日兵を起す。とははれ  
もいふらはり。御所能警衛を。二位尼  
并不御臺を。北門を。鶴岡別當坊不入ま。あ  
らを。申刻。小義盛百五十を兵成三つ。御所能  
南門と西北の兩門成圍之。義時の家を攻む。義時  
留守能兵不せき戰ひ。討ふ。その多一。酉時遂  
小御所の四面成圍之。義秀總門を破り。南庭に  
亂れ入れ。こもる所能御家人等刺。火成放ち。義時  
を屋舎悉くや出ぬ。實朝法華堂にめ。義時

廣元御供を義秀小向ふ者たふふその何ら其  
其中に高井三郎兵衛尉重茂義秀とくまの遂  
ゆるた社義足利三郎義氏ハ鎧袖引切らねて  
免るる曉不及い義盛の兵戦疲て前濱の邊不  
退く相模修理亮泰時足利義氏等勝不乘して戦ふ  
三日小雨ふりて義盛の兵糧と絶ち馬疲る寅時  
ハうりに横山右馬允時兼一族乃兵伐具して腰  
越ふ至は蓑笠ぬきて義盛不馳加ハ里彼是  
三千騎となりて御家人等伐追う辰時曾我中  
村二宮河村の人人武蔵大路稻村崎不馳集る法  
華堂より召も終とも疑て左右なく参らる御教

書に御判して名れしは参り又千葉介成胤一  
族具して参る御書伐近國不下されて兵伐免さ  
れ義時廣元連署に上御判伐載られさやめて多  
勢伐濱乃手にむちらふ義盛御所伐罷んとし事  
まると大路く塞りしは由比濱并尔若宮大路  
りて戦ひ時を移る土屋大學助義清古郡左衛門  
尉保忠朝比奈三郎義秀三騎轡を並て戦ふ不  
うた追散さると度不及ふ泰時小代ハ郎行  
平伐使として多勢に頼あ社とそ凶徒やふま不  
たし重て賢慮を先くらはるるといひしは  
實頼大不驚くは所不義清流矢に免ふ

此、和田、四郎左衛門尉義直七討此、其後義盛  
六十五郎兵衛尉義重四六郎兵衛尉義信八七郎  
 秀盛五四人を討ちぬ、義秀海濱不出て、其勢五百  
 騎船六艘小より乗て安房國小赴く、新左衛門尉  
 常盛二十新兵衛入道朝盛、古郡左衛門尉山内千  
 二郎左衛門尉岡崎余一左衛門尉横山右馬允六  
 人八行方を討ち、後尔常盛父子古郡八百害し、其  
 餘を捕れて誅せり、討取る所横山人人廿人、土  
 屋人人十人、山内人人廿人、毛利人人十人、鎌倉人  
 人十三人、其餘廿三人、凡百五十人、和田父子生捕  
 廿七人、小者郎等首數二百廿四、除之を討ち、御

家人五十人、手負千餘人

東鑑を按る、去二年建曆十二年義盛七上  
 總國司舉任乃申状、伐還し終ふ由、廣元小  
 いひし事、上御より、伐輕む事、の由  
 を記す、此と明る年、此正月、彼子息等頻  
 小恩寵を予け、其六月、義盛の家に入、終七小  
 倭漢將軍影十二鋪を奉る、八月、伊賀前司朝  
 光と義盛ハ北面三間所小候を、一小  
 近習壯士を撰ひ結番を、一免ら、所此  
 之乃兩人宿老たる、故古き物語伐聞名さ  
 んを、小加へら、其後此年二月、子息等并に

胤長の反謀ありて聞えし子息等は罪赦れ  
 社胤長并小餘黨等皆配流せらる胤長の屋  
 地こゝろを臨ハる屋と聞えし後義時  
 小餘黨等義盛此事憤りて出仕を止む其孫  
 此朝盛を引籠りし出家心増きて御暇乞  
 のきり年出仕せし數個所乃地頭職代給て  
 了其後出家せし代もやうて名社と見え  
 たりうきこ社をおもひ見らる實朝の社に父  
 子をはたのもしよその小思ひも社に義時  
 疑猜してうねり勢を沮しを義盛の兵起  
 とし偏小其君に為代謀り也決定反謀小冬

あらた或る實朝の密旨代受し小ややいふ人  
 あり世人もさう思へりそ同意の人にも多  
 く其時不臨して曾我河村のものととも疑  
 いしと見ゆ抑こ社に何事代に疑ふへき思ふ  
 小義盛の兵實朝の密旨を受しより起し小や  
 と疑へり也こ社を義時やうて御判を申し請  
 て彼等代召すうきら御判を見て召しは應  
 じたり義盛の志遂さるし義時を實朝代扱  
 小義盛を執社に向ひて戦ひし故也義盛を  
 小社て其事をたもさる小をあらた見え  
 小こ社を義時廣元等許小賓客會合とて代



うろくいて速小兵戎發し。まの義時の家を攻  
免。御所を四面戎圍みて。實朝戎戰陣小とわ參  
らせむと謀り也。其時小親しき一族もて北  
門戎守るつしと約と。義村亂義心變りし事  
社も。義時御所不入の事を得て。實朝をもと  
得ざるをば。義盛の不運ふあらは。實朝を  
不幸也。されど實朝も彼ら忠謀をたもひ終ひ  
しと見えて。其年を十二月自ら壽福寺小詣て。  
義盛ら何ぞ吊と社しをと見えたり。又義村亂  
義一族とて盟ふ背きて。義時小をそしむ社  
と。亂義まの義時代恨て身と亡はし。義村の子

泰村又義時の曾孫時頼うたをに殺さるなり。  
天の報應誤らむといふ事なり。  
八月十八日。子時。實賴南面小出づ。燈消え人定  
あり。月小對して獨詠をし。其時とらに青女一  
人前庭戎走り過く頻りに問ひし。お名めらば。  
門外小至るころほひ小。光物小松明をくなく  
ありき。建保二年十一月十三日。和田土屋小餘類  
京より賴家の子禪師といふを。取立ふ。し聞  
えて。廣元在京の家人より。一條北の邊に旅亭戎  
罷ひし。禪師自害し。餘黨も多かり。三年正月六  
日。入道遠江守後五位下平時政北條より。死す。七

讀史餘論 卷六

是は言  
託し  
の志魂  
慰ら  
也

腫物成患てなむ。十二月廿五日。俄小佛事あり。  
行勇律師導師たり。此實朝昨夜義盛以下御前  
小群參りて夢見らば故也。四年六月八日。陳和  
卿來り。是を東大寺佛像を造るに之の也。彼寺供  
養乃日。賴朝ふは謁せ。實賴權化に再誕に由申  
し。謁見を請ひしといふ。十五日。實賴不見參り  
て三拜し。涕泣をいしく。君を宋國育王に長老に  
後身。我ハ々の門弟に後身たりと。去る建曆元年。  
六月三日。母時に夢に高僧一人成見ふ。其僧のい  
ひし所又如此。敢て辭しそ出さず。に六年に  
後。和卿に申す所不符合なりとて。信仰乃外他を

九月十八日。實賴大將と。義時廣元を招て。右大  
將家ハ官位に事宣下あまじ。つ祿不辭し。多しき  
是佳運を後亂不及し。めんとの事也。今三十不  
之満終ハ。御昇進をなす速也。御家人等も面  
面に補任成望む。過分といふ。義時。うらけ  
申すも。還て其誠成蒙る。たこををと申終ハ  
ぬ。といふ。廣元日比此事を存すといふ。右大  
將家乃御時を事毎不御下向あり。當時そに儀を  
事尤大幸也。臣量已受職と見えたり。今先君に  
跡成継ぎふ。り也。さそ勲功を留り。さ次

續史餘論

卷六

卷五

諸國を管領し終ふのこゝに於て中納言中將小  
止り終ふ。攝關の子弟ふあらまして凡く小なる  
てハ此儀あろしらす。ゆゑて嬰害積殃のふた  
つ残のこゝに終ふ。とやと御使とて申試を  
いひて。廿日爾廣元とくと申す。御子孫終繁榮を  
終ふに終り。當官終辭してたゞ征夷將軍と  
て高年に及て大將を兼ふへき歟と申す。實賴  
諫申すところ悦しぬ。ゆゑと源氏正統此時小縮  
り畢りぬ。子孫相繼終らる次。あまて爾官職終  
帶し。家名を擧むとたもふのこゝ也とあり。ふは  
廣元辭をまゝして退出して。義時ふらくと以ふ。十

實朝其死  
期に迫り  
ぬるを見  
て宋不入  
て禍と免  
れんと七  
社を叶ハ  
ま

一月廿四日。先身終住所育王山を拜きんを免宋  
不渡らんとして唐船を作らぬ。供奉終輩六十餘人  
と定免らぬ。朝光奉行を。義時泰時頻小諫し。いと  
用いられぬ。五年四月十七日。和卿ら造終る唐船  
功成り。數百人終して由比浦入り。へく見まぬ。  
午より申す。至社とて毛浮む事なり。此所終ありこ  
ま唐船終出入ま。海浦不あらはして。空しく  
沙頭不朽ぬ。六月廿日。公曉阿闍梨園城寺より下  
着。二位の左の仰し。鶴岡別當終闕。爾補せむと  
終まぬ也。此一兩年ハ明王院僧正公胤終弟子に  
なると。彼寺に住ま。十月十一日。公曉と鶴

物一作拜  
下同

岡別當職と次。又宿願のよりして。今日以後一千  
 日宮寺小籠居と云云。承久記小。此二三年御所中  
 小化物あり。女形姿して申ふあふ。是早く身輕き  
 行へ成見る人なり。今丁替此人と云々。此をさ。六  
 年六月廿七日申の刻。小鶴岡より大將物賀能儀  
 あり。七月八日直衣始ありて鶴岡参ら。義時  
 路次ハ供奉と云。宮寺にて參會。其夜の夢。小藥  
 師十二神將能内成神成見るに。今年能物賀無事  
 也。明年の拜賀能時供奉と云。うらと云。いひ  
 とも。明ふ九日小大倉郷南山能間。小一堂成りて、  
 藥師成安置す。泰時時房等此と云。能大禮小御家

人土民財成費して。その愁やゆきふに然る。然る  
 りさる能事歟といひ。いと。義時用ひ。此。此。事。義  
 の。能。と。東。鑑。小。記。と。一。歟。を。時。小。初。り。所。也。  
 十二月二日。功成て。供養能事あり。此日京より實  
 朝成右大臣。尔任とら。七年正月廿七日。小物賀  
 あり。此日雪深。出立能時。廣元入道参りて。覺阿成  
 人の。ち。涙。能。面。小。り。む。事。を。云。ら。次。然。る。に。今  
 落涙小禁を。こと。た。事。小。あ。ら。む。子。細。あ。れ。し。  
 東大寺供養能日。右大將家御出能例。に任せ。御東  
 帯能下に腹巻を免。あ。ら。し。と。て。唐綾威能。さ。せ。  
 なる。成。参。ら。と。し。に。文章博士仲章大臣。大將小昇

ふ人いまた其式あらむといひしもの。初、や  
免らる。廣元頼小晝よてあらハやといひしを仲  
章のなれば乗燭よて多事也とて。戌の時と定  
む。公氏御醫に候せしに。みつらら醫の髪一すし  
を抜て。たみふとらとて賜ハ成。又庭に梅成見  
て

以ていなる主の宿と有りぬと毛軒に  
梅を春成忘ゆふ

と詠して。南門を出られし。鳩志たり鳴き。車よ  
り下り。終ふに。細太刀乃柄に車の手形小入り  
成ちうて打をらふ。仲章くるし。うらし。木を

結そつて進らぬ。初、官寺に樓門小入りし。時、義  
時夢乃とくに。白犬に傍る見えし。と覺えて心神  
みとま。御劍を仲章に譲り。伊賀四郎一人と具し  
て退出す。神拜終りて退出し。ふし。時、石階に下  
にて公曉う。免尔討ま。仲章をさし。終て。公  
曉實朝の首成手小もち。ら。後見に備中阿闍  
梨の雪下北谷。終坊よて物とひく。乳母子の彌源  
太兵衛尉して義村に將軍たらむとを申合ふ。  
是を子息泰村いきた。駒若丸とて。其門弟乃中を  
りし。故也。義村より来ら。終ふ。御迎成參  
らむとて。使を返し。義時ふくとはく。左右に

誅す。一と下知し。あれ。一族。招きて評定  
 長尾新六定景。成  
 討手と。黒皮威。甲。以下郎。後五  
 人具して。坊。公曉。迎。鶴岡  
 の後の峰。小上りて。義村の家。小至らむと。承久  
 中。あひ。雜賀。く。定景。首。承久  
 記。は。其。後。公。曉。と。多。く。討。所。に。實  
 一。説。小。若。官。後。成。西。内。御。門。一。来。と。て  
 山。より。落。し。を。西。御。門。の。上。小。屋。の。上。小。屋。の。上。に。  
 家主。盗。人。と。て。字。ら。殺。す。其。夜。犬。と。も。い。く。る。  
 朝。小。見。社。と。も。身。體。た。り。な。ら。廿。八。日。葬。る。時。

承一作越

公氏。尔。賜。一。髮。成。以。首。に。う。ゆ。愚。管。抄。に。を  
 公。曉。の。首。を。一。首。成。葬。ゆ。と。云。云

讀史餘論卷六

